

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1： 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 法令等の改正の動きを注視し、国等における制度拡充などの情報収集を行う。
- 平成28年10月～ 制度に関する広報用チラシやパンフレットなど必要な情報や資料を収集し、職場ミーティング等で活用する。

目標2： 子供の出生時における育児休業の取得を促進する。また、休業後の職場復帰と育児支援に資するため情報提供等を行う。

<対策>

- 平成28年4月～ 出産・育児のための始業・終業時刻の繰り上げ、又は繰り下げについて、可能な限り本人の意向に配慮する。
- 平成28年4月～ 職場情報を掲載したNPO法人ニュース（月1回発行）を家庭に送付する。また、休業期間をとおして、育児月刊誌を贈る。
- 平成28年10月～ 職場復帰後は、可能な限り本人の意向に配慮した勤務シフトとなるよう努め、両立を支援する。

目標3： 時間外労働や休日労働を削減するとともに、年次有給休暇の取得率を各年度において前年度を上回る取得率とする。

<対策>

- 平成28年4月～ 目標達成に必要な人材確保のため、介護職員を募集する。
- 平成28年4月～ 月単位の勤務割表作成時において、年次有給休暇の計画的な取得ができるよう、可能な限り配慮する。
- 平成28年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。